

奈良県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県議会議長 中村 昭

### 奈良県議会議規則第一号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開審査会の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の規定による開示決定等についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号。以下「旧法」という。）による不服申立てであって、この規則の施行前にされた旧法による不服申立てに係る調査審議については、なお従前の例による。